

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

オンライン中継対応講座

個人住民税の課税実務入門

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市町村税の基幹税目である住民税は、その賦課（課税）徴収が地方自治体の財源の確保に多大な影響を与えるだけでなく、社会保障制度における給付や保険料等の負担に係る基準としての役割も担っています。このことから、住民税の課税事務の遂行にあたっては、地方税法等の法令の規定を正しく理解し適正に運用するとともに、住民に対しては、その課税根拠について説明責任を果たすことが求められます。

本講座では、個人住民税の課税事務を担う初任者を主な対象に、個人住民税の制度概要から徴収方法、課税事務の年間スケジュール等まで、当該税目に係る課税事務の全体像を解説し、実務に求められる基礎知識を習得していただきます。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時： 令和7年11月13日(木) 13:00～17:00
11月14日(金) 9:30～16:00

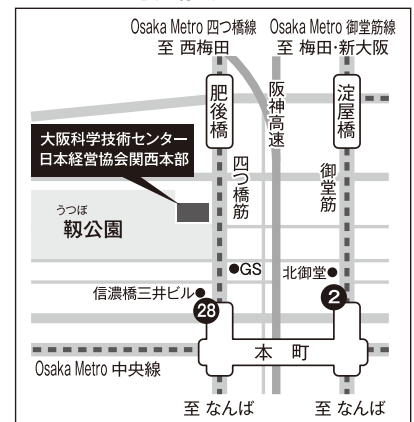
会 場： 本会専用教室（大阪市西区靱本町1-8-4）
大阪科学技術センタービル内）

講 師： 寝屋川市 市民サービス部 係長 三好 尚生氏
(税制・市民税担当)

参加料：		参加料	消費税	合計
(負担金)	本会会員(1名)	33,000円	3,300円	36,300円
	一般(1名)	36,000円	3,600円	39,600円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

＜会場案内図＞



- 大阪方面よりお越しの場合
▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

オンライン中継参加者

キャンセル：開催日の5営業日前からのキャンセルは参加料の100%を申し受けます。
なお、当日までご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となります。

お申込みの流れ
①裏面の申込要領をご確認のうえ、開催の8営業日前までにお申込みください。
②開催の約5営業日前を目途に、お申込み時の住所宛にテキストを郵送いたします。
③開催の約3営業日前を目途に、お申込み時のメールアドレスへ視聴方法を送信いたします。
④受講要領に従って視聴登録の上、Zoomの視聴環境をご準備ください。

会場参加者

キャンセル：開催日の3営業日前から前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日のキャンセルは、参加料の100%を申し受けます。なお、当日までにご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となります。

お申込みの流れ
裏面の申込要領をご確認のうえ、お申込みください。

お申込み先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ（担当：佐々木）

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 メールアドレス ksosaka@noma.or.jp
URL https://www.noma.or.jp（※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします）

1. 個人住民税とは

- (1) 個人住民税の種類
- (2) 市町村民税の納税義務者と課す個人住民税
- (3) 道府県民税の納税義務者と課す個人住民税
- (4) 課税客体と課税標準 など

2. 個人住民税の納税義務者と住所の認定

- (1) 住所を有する個人とは
- (2) 住所の個数
- (3) 住基外課税が行われた場合
- (4) 事務所、事業所又は家屋敷を有する個人とは

3. 非課税となる者

- (1) 均等割及び所得割が非課税となる者
- (2) 均等割が非課税となる者
- (3) 所得割が非課税となる者
- (4) 所得割の調整措置

4. 均等割

- (1) 標準税率
- (2) 均等割の軽減

5. 所得割の課税標準

- (1) 課税標準（前年所得課税主義）
- (2) 課税標準（所得金額）の算定の原則

6. 所得割の算出の流れ

- (1) 総所得金額等
- (2) 所得控除
- (3) 課税所得金額
- (4) 所得割額

7. 各種所得の金額の計算

- (1) 所得税における所得区分
- (2) 各種所得の計算方法等

8. 青色事業専従者給与及び事業専従者控除

- (1) 青色申告制度
- (2) 青色申告の特典
- (3) 青色事業専従者給与
- (4) 事業専従者控除

9. 各種所得の合計の仕方Ⅰ【損益通算】

- (1) 損益通算とは
- (2) 損益通算が認められる損失
- (3) 損益通算が認められない損失
- (4) 損益通算の順序

10. 所得合計から差し引かれる金額【所得控除】

- (1) 所得控除とは
- (2) 所得控除の種類
- (3) 所得控除の順序

11. 所得割の税率

- (1) 課税総所得金額等の計算
- (2) 税率及び所得割額の計算

12. 各種所得の合計の仕方Ⅱ【損失の繰越控除】

- (1) 純損失の繰越控除
- (2) 雑損失の繰越控除

- (3) 繰越控除の順序

- (4) 居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 など

13. 株式等に係る所得に係る課税の特例

- (1) 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例
- (2) 一般株式等、上場株式等に係る譲渡所得等
- (3) 特定株式等譲渡所得の課税の特例

14. 土地建物等の譲渡所得に係る課税の特例

- (1) 土地建物等の譲渡所得に係る課税の特例
- (2) 長期譲渡所得に係る所得割額の計算
- (3) 短期譲渡所得に係る所得割額の計算

15. 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例

- (1) 概要
- (2) 所得金額の計算
- (3) 税率
- (4) 損益通算及び繰越控除

16. 退職所得に係る課税の特例

- (1) 退職所得に対する所得割の分離課税
- (2) 納税義務者、課税団体等
- (3) 分離課税に係る所得割の課税標準、税率等

17. 所得割額から差し引かれる金額【税額控除】

- (1) 調整控除
- (2) 配当控除
- (3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）
- (4) 寄附金税額控除 など

18. 個人住民税に係る申告等

- (1) 住民税申告書
- (2) 給与支払報告書
- (3) 公的年金等支払報告書

19. 徴収の方法

- (1) 普通徴収
- (2) 給与所得に係る特別徴収
- (3) 公的年金等に係る特別徴収

20. 個人住民税の賦課に係る業務スケジュール

- (1) 1月から12月までの各月における業務内容

21. 地方税法総則分野における解説（参考）

- (1) 納税義務の成立と納税義務の確定
- (2) 個人住民税の賦課決定に係る期間制限
- (3) 課税標準等に係る端数計算
- (4) 納税の告知（書類の送達） など

講師略歴

平成 17 年 寝屋川市企画財政部税務室に勤務。個人住民税、法人住民税の賦課事務を担当。
平成 29 年 総務省自治税務局市町村税課において総務省自治実務研修を受講。
現 在 寝屋川市市民サービス部（税制・市民税担当）にて市民税の賦課事務を担当。

WEBお申込みの流れ

- ① 一般社団法人日本経営協会 ホームページ
<https://www.noma.or.jp>
- ② 「セミナー／講座」を選択
- ③ 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- ④ ご希望セミナーを検索
- ⑤ セミナー詳細の「WEB申込」からお申込み
- ⑥ お申込み後、確認メールが届きます
- ⑦ お申込み完了

お申込受領後、請求書と参加券をご連絡担当者までお送りいたします。
開催5日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。

【留意事項】

- ・ご参加者が定員を超えた場合や同業の方からのお申込みはお断りする場合がございます。
- ・ご参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては中止または延期させていただく場合がございます。
- ・参加申込みの方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。

（以下、オンライン中継のみ）

- ・視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
- ・ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、個別の対応や返金はできかねますのでご了承ください。